

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 9月 8日
【会社名】	MS & A Dインシュアランスグループホールディングス株式会社
【英訳名】	MS&AD Insurance Group Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 柄澤 康喜
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川二丁目27番2号
【電話番号】	03-5117-0270 (代表)
【事務連絡者氏名】	人事・総務部 文書・法務室 課長 阿部 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川二丁目27番2号
【電話番号】	03-5117-0270 (代表)
【事務連絡者氏名】	人事・総務部 文書・法務室 課長 阿部 博之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、当社の完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社を通じ、英国の上場会社であるAmlin plc（以下、「Amlin社」）を買収する手続を開始することについて、2015年9月8日付で、同社と合意いたしました。同社が当社の完全子会社となった場合、当社の特定子会社の異動を伴う連結子会社による子会社取得となりますので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第16号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（内閣府令第19条第2項第16号の2に基づく開示）

（1）子会社取得の決定に関する事項

当社および以下の連結子会社は、子会社取得を決定いたしました。

名称	三井住友海上火災保険株式会社
住所	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地
代表者の氏名	取締役社長 柄澤 康喜

（2）取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	Amlin plc
本店の所在地	英国 ロンドン (St Helen's, 1 Undershaft, London, EC3A 8ND)
代表者の氏名	Chairman Richard Davey CEO Charles Philipps
資本金の額	142百万ポンド（2014年12月末現在）
純資産の額	1,783百万ポンド（2014年12月末現在）
総資産の額	6,676百万ポンド（2014年12月末現在）
事業の内容	主としてロイズ市場や再保険市場における損害保険事業

最近3年間に終了した各事業年度の収入保険料、正味収入保険料、保険引受利益および連結当期純利益

	2012年12月期	2013年12月期	2014年12月期
収入保険料（百万ポンド）	2,406	2,467	2,564
正味収入保険料（百万ポンド）	2,059	2,107	2,279
保険引受利益（百万ポンド）	207	283	246
連結当期純利益（百万ポンド）	248	299	236

提出会社および当該連結子会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社および当該連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社および当該連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当該連結子会社と取得対象子会社グループの間には、再保険取引があります。

（3）取得対象会社に関する子会社取得の目的

Amlin社買収により、海外保険事業の規模・収益の一層の拡大を実現するとともに、資本効率の向上とグローバルなシナジー効果の発揮を図るものであります。

（4）取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

Amlin社の普通株式	約3,468百万ポンド
アドバイザー費用等（概算額）	約 38百万ポンド
合算（概算額）	約3,506百万ポンド

(内閣府令第19条第2項第3号に基づく開示)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容ならびに当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合

名称	Amlin plc
住所	英国 ロンドン (St Helen's, 1 Undershaft, London, EC3A 8ND)
代表者の氏名	Chairman Richard Davey CEO Charles Philipps
資本金の額	142百万ポンド(2014年12月末現在)
事業の内容	主としてロイズ市場や再保険市場における損害保険事業
当社の所有議決権の数	異動前 - 異動後 517,658,935個(うち間接所有:517,658,935個)
総株主の議決権に対する割合	異動前 - 異動後 100%(うち間接所有:100%)

(2) 当該異動の理由およびその年月日

異動の理由 : Amlin社が当社の子会社となった場合において、資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するときは、当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日 : 未定

以上